

改正案	現行
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・〇八八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。</p> <p>4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>第六条の二の二 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。</p> <p>第六条の二の三 法第四条第二項の総務省令で定める期間は、九十日とする。</p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一〜三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 法第四条第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・〇八八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十 (同上)</p> <p>第六条の二 法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (同上)</p>

第六条の三 法第四条第一項第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(パーソナル無線に係る無線設備の変更等)

第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、次に掲げる無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

一 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用する簡易無線局（以下「パーソナル無線」という。）。

二 (略)

(請求の単位)

第十一条の二の五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第一項第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種類に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一～三 (略)

3 (略)

第六条の三 法第四条第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 (同上)

(パーソナル無線に係る無線設備の変更等)

第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、次に掲げる無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

一 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用する簡易無線局（以下「パーソナル無線」という。）。

二 (同上)

(請求の単位)

第十一条の二の五 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種類に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一～三 (同上)

3 (同上)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

- 一 法第四条第一項第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作

二 八 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

- 一 法第四条第一項、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の十八第二項、第二十七条の十九から第二十七条の二十二まで、第二十七条の二十三第二項及び第四項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第二項、第二十七条の三十第二項及び第四項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

- 一 法第四条第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作

二 八 (同上)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

- 一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の十八第二項、第二十七条の十九から第二十七条の二十二まで、第二十七条の二十三第二項及び第四項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第二項、第二十七条の三十第二項及び第四項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用

て準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1)・(2) (略)

一一八 (略)

二〇五 (略)

別表第二号の二三 (第11条の2の3関係)

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	1 免許人等の氏名又は名称（注1） 2 住所（注2） 3 無線局の種類 4 無線局の目的及び通信事項（注3） 5 無線設備の設置場所（注4） 6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅（注5） 7 空中線電力 8 適合表示無線設備の番号（注6） 9 開設している無線局の数（注7）

注1～7 (略)

する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1)・(2) (同上)

一一八 (同上)

二〇五 (同上)

別表第二号の二三 (第11条の2の3関係)

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	1 免許人等の氏名又は名称（注1） 2 住所（注2） 3 無線局の種類 4 無線局の目的及び通信事項（注3） 5 無線設備の設置場所（注4） 6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅（注5） 7 空中線電力 8 適合表示無線設備の番号（注6） 9 開設している無線局の数（注7）

注1～7 (略)

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。